

昭和38年6月11日規則第38号

改正

昭和40年5月4日規則第38号
平成6年4月1日規則第29号
平成12年4月1日規則第148号
平成13年1月12日規則第1号
平成13年3月30日規則第60号
平成13年5月29日規則第102号
平成14年3月29日規則第29号
平成14年5月31日規則第57号
平成15年5月23日規則第80号
平成16年2月27日規則第11号
平成16年10月29日規則第110号
平成17年3月22日規則第37号
平成17年10月14日規則第138号
平成17年12月27日規則第170号
平成18年3月17日規則第23号
平成19年3月20日規則第23号
平成20年3月28日規則第28号
平成21年10月23日規則第85号
平成22年3月31日規則第23号
平成23年3月29日規則第15号
平成27年4月1日規則第33号
令和3年6月1日規則第39号

高知県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

高知県漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁港の保全に係る届出手続)

第2条 条例第3条第2項の規定による届出は、別記第1号様式によらなければならない。

(荷役の許可申請)

第3条 条例第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(危険物等の種類)

第4条 条例第4条第4項の規定による危険物等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第12条に規定する危険物
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品又は添加物であつて同法第6条各号に掲げるもの
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)別表第1及び別表第2に掲げる物であつて医薬品以外のもの

(使用の届出手続)

第5条 条例第7条の規定による使用の届出は、別記第3号様式又は別記第4号様式による届書によらなければならない。

(使用の許可申請等)

第5条の2 条例第8条第1項第1号に掲げる者が同項の規定により許可を受けようとするときは、別記第5号様式による申請書に誓約書、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し及び小型船舶登録規則(平成14年国土交通省令第4号)第9号様式の小型船舶登録事項通知書の写し(以下「誓約書等」という。)を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用の許可をするときは知事が別に定める使用許可書を当該申請をした者に交付し、使用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第8条第1項第2号に掲げる者が同項の規定により許可を受けようとするときは、別記第6号様式による申請書に位置表示図及び占用区域の求積図を添えて知事に提出しなければならない。

4 条例第21条第1項の規定による指定管理漁港施設(条例第20条に規定する指定管理漁港施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第20条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める申

請書に誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得たときは、指定管理者が定める方法により利用の許可を受けることができる。

5 前項の規定にかかわらず、指定管理漁港施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第6号様式の2による申請書に誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、指定管理漁港施設のうち田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところにより利用の許可を受けることができる。

6 知事は、前項本文の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは知事が別に定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。ただし、同項ただし書の田ノ浦漁港の製氷貯氷施設にあっては、知事が別に定めるところによる。

(宇佐漁港の使用に係る特例)

第5条の3 利用の許可を受けようとする者のうち、条例別表第1の2の表中係船環Cとして区分される漁港施設として条例第8条第1項第1号の規定により告示する施設を利用することができる者は、宇佐漁港の漁港の区域内の土佐市宇佐町宇佐灘地区において貸し船業（船舶の所有者が対価を得て当該所有する船舶を他の者に貸し付ける事業をいう。）を営み、その収入により主たる生計を維持している者とし、当該者が前条第4項又は第5項の規定により当該施設に係る利用の許可の申請をしようとするときは、誓約書等に加え、直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）の写し及び同法第128条の規定により所得税を納付したことを明らかにする書面の写し（確定申告書の提出を要しない場合にあっては、同法第120条第1項各号に掲げる事項を記載した書面）を指定管理者又は知事に提出しなければならない。

(使用の廃止の届出等)

第5条の4 条例第8条第1項の規定による使用（条例別表第1の2において使用料を定めた漁港施設の使用に限る。以下この条において同じ。）の許可（指定管理漁港施設の管理を指定管理者が行うことができない場合において知事がした利用の許可を含む。以下この条において同じ。）を受けた者は、当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止しようとするときは、別記第6号様式の3による甲種漁港施設使用廃止届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、条例第18条第1項の規定に基づき当該許可を取り消すときは、別記第6号様式の4による甲種漁港施設使用許可取消し等決定通知書により当該届出者に通知するものとする。

3 前項の場合における条例第15条第3項の規定に基づく使用料の還付金額については、既納の使用料の額から、当該届出者の使用の許可の日から当該許可を取り消した日までの間の使用の許可とした場合における使用料の額を減じて計算するものとする。

(漁船以外の船舶から除く船舶)

第5条の5 条例第10条の規則で定める船舶は、次に掲げるとおりとする。

(1) 漁港施設整備事業等の公共事業に従事する運搬船、作業船等

(2) 旅客定期航路事業等に使用する業務用船舶

(停係泊等の制限区域)

第5条の6 条例第10条の規則で定める漁港の区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高岡漁港、行当漁港、加領郷漁港、赤岡漁港、小室漁港、三崎漁港、下川口漁港、古満目漁港、泊浦漁港、田野浦漁港、大島漁港、室戸岬漁港、安芸漁港、上ノ加江漁港、清水漁港、柏島漁港及び佐賀漁港の漁港区域内全域

(2) 宇佐漁港の漁港区域内のうち別図に示す区域

(占用の許可申請等)

第6条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別記第7号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 工事計画説明書

(2) 位置表示図

(3) 工事設計書

(4) 計画平面図

(5) 縦断面図

(6) 横断面図

(7) 構造図

(8) 占用区域の求積図

2 前項の規定にかかわらず、軽易な工作物の建設等にあつては、同項第2号、第4号及び第6号に掲げる書類については、省略することができる。

3 条例第11条第1項の規定による占用の許可を受けた後、その目的、方法、面積若しくは期間又は工作物を変更しようとする者は、別記第8号様式による申請書に第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて知事に提出しなければならない。

4 条例第11条第1項の規定による許可を受けた者（次条において「占有者」という。）が、当該期間満了後も引き続いて当該甲種漁港施設を占有しようとするときは、許可の更新を受けることができる。この場合においては、許可の期間満了の日の10日前までに別記第9号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（工事の着手及び完成の届出）

第7条 占有者は、条例第11条第1項の規定による許可を受けた工事に着手し、又は当該工事が完成したときは、当該着手又は完成後5日以内に、それぞれ別記第10号様式による届書を知事に提出しなければならない。

（地域の指定）

第8条 条例第14条第4項の規定による漁港の地域の等級は、第三種漁港を1級地に、第二種漁港を2級地に、第一種漁港及び第四種漁港を3級地にそれぞれ指定する。

（減免）

第9条 条例第15条第1項の規定により、次に掲げる甲種漁港施設の使用又は占有については、使用料又は占有料を免除する。

（1）官公署用の船舶

（2）国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学をいう。）若しくは国立研究開発法人水産総合研究センター（国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成11年法律第199号）第2条の国立研究開発法人水産総合研究センターをいう。）が試験研究等のために設置する施設又はこれに類するもの

（3）避難のために入港した船舶

2 条例第15条第1項の規定により、次に掲げる甲種漁港施設の使用又は占有については、使用料又は占有料を減額し、又は免除することができる。

（1）漁業のために使用する船舶

（2）公益施設の設置又はこれに類するもの

（3）物揚場若しくは漁獲物荷さばき所又はこれらに類するもの

（4）端舟その他櫓（ろ）櫂（かい）のみで運転する総トン数5トン未満の船舶

（5）係留中の船舶が荒天により航行危険のため、予定の出港をなし得ないとき。

（6）出港後、荒天により航行危険のため、引き返し、再度係留を要するとき。

（7）前各号に掲げるもののほか、使用料又は占有料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるものの使用又は占有

(入出港の指定等)

第10条 条例第16条の規定により知事が指定する漁港は、室戸岬漁港及び清水漁港とする。

2 条例第16条の規定による届出（国際航海に従事する船舶に係る届出を除く。）は、別記第11号様式によらなければならない。

(利用料金の承認手続)

第11条 指定管理者は、条例第27条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第12号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第27条の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第13号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第12条 条例第31条の規則で定める申請書は、別記第14号様式によるものとする。

2 条例第31条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第30条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し

(4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第32条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、指定管理漁港施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

付 則

この規則は、高知県漁港管理条例の施行の日から施行する。

付 則（昭和40年5月4日規則第38号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日規則第29号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県漁港管理条例施行規則様式は、この規則による改正後の高知県漁港管理条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成12年4月1日規則第148号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第1条、第4条、第9条及び第10条の改正規定並びに第12条を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第60号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月29日規則第102号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第29号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日規則第57号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月23日規則第80号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日規則第110号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月14日規則第138号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日規則第170号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第28号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月23日規則第85号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な書類）

2 高知県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第68号）附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県漁港管理条例施行規則第12条第1項及び第2項並びに第11条の規定の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第23号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

漁 港 施 設 滅 失 等 届

漁港施設を滅失しました（損傷しました・汚損しました）ので、高知県漁港管理条例第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	
被害の状況	
滅失し、損傷し、又は汚損した原因	
被害見積額又は復旧費見積額	
保全又は復旧のため にとった措置	

高知県知事 様

住所

氏名

危険物等荷役許可申請書

高知県漁港管理条例第4条第2項の規定により危険物等の荷役の許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

漁港の名称			
漁港施設の位置			
漁港施設の種類			
危険物等の種類及び数量	種類		数量
危険物等の所有者の住所及び氏名			
荷役の間			
荷役の方法			
荷役の理由			

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

係留施設使用届

係留施設を使用したいので、高知県漁港管理条例第7条の規定により次のとおり届け
出ます。

漁港の名称	
漁港施設の位置	
係留施設の名称	
船舶の種類	漁船 ・ 定期貨客船 ・ 不定期貨客船
船名及び総トン数	
荷の種類及び数量	
仕出地又は仕向地	
係留期間	年 月 日から (時から 時まで) 年 月 日まで
使用料の額	円

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

荷さばき地等使用届

漁港施設を使用したいので、高知県漁港管理条例第7条の規定により次のとおり届け
出ます。

漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	荷さばき地 ・ 野積場 ・ その他の漁港施設
使用目的	
使用面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から (時から 時まで) 年 月 日まで
使用料の額	円

注 使用場所及び使用面積が分かる平面図を添えてください。

高知県知事 様

住所

氏名

甲種漁港施設目的外使用許可申請書

高知県漁港管理条例第8条第1項第2号の規定により漁港施設の使用の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	
使用目的	
使用面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から (時から 時まで) 年 月 日まで
使用料の額	円

注 位置表示図及び占用区域の求積図を添えてください。

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名
〔船舶が共有の場合は、共有者の代表者〕
電話番号

指定管理漁港施設利用許可申請書

高知県漁港管理条例第21条第1項の規定により指定管理漁港施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用する指定管理漁港施設	漁港の名称	宇佐漁港
	漁港施設の位置	
	漁港施設の種類	
緊急時等の連絡先	氏名又は名称 (勤務先等)	
	電話番号	
海技免状	種類	級小型船舶操縦士
	有効期限	年 月 日
艇体	艇名 (フリガナ)	
	区分	1 モーターボート 2 ユティリティーボート 3 クルーザーヨット 4 デインギーヨット 5 その他 ()
	規格	全長 m 全幅 m 喫水 m
	船質	1 FRP 2 木質 3 その他 ()
船舶検査	検査済票番号	
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
停係泊等の期間		年 月 日から 年 月 日まで
使用料の額		円
共有者	住所	
	氏名	
備考		

注 誓約書、船舶検査証書の写し及び小型船舶登録事項通知書の写しを添えてください。

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名
(船舶が共有の場合は、)
共有者の代表者
電話番号

甲種漁港施設使用廃止届

先に許可を受けました漁港施設の使用について廃止したいので、次のとおり届け出ます。

現在の使用の許可の内容	許可年月日	年 月 日
	管理番号	
	漁港の名称	
	漁港施設の位置	
	漁港施設の種類	
	艇名 (フリガナ)	
	船舶検査済票番号	
	停係泊等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	共有者の住所及び氏名	
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
備考		

第 号
年 月 日

様

高知県知事

印

甲種漁港施設使用許可取消し等決定通知書

年 月 日付けで届出のありました漁港施設の使用の廃止については、高知県漁港管理条例第18条第1項の規定に基づき 年 月 日限り漁港施設の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付については、同条例第15条第3項の規定に基づき次のとおり決定しましたので、通知します。

取り消した使用の許可の内容	許可年月日	年 月 日
	管理番号	
	漁港の名称	
	漁港施設の位置	
	漁港施設の種類	
	艇名 (フリガナ)	
	船舶検査済票番号	
	停係泊等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	共有者の住所及び氏名	
還付する使用料の額又は使用料を還付しない理由		
備考		

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

漁港施設占有許可申請書

高知県漁港管理条例第11条第1項の規定により漁港施設の占有の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	
占有又は工事の目的	
占有面積	平方メートル
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有料の額	円
工作物の種別及び構造	
工作物の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有（電線類）の場合は占有延長（メートル）としてください。

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

漁港施設占有変更許可申請書

先に許可を受けました漁港施設の占有について変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占有許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号					
漁港の名称						
漁港施設の種類						
変更事項	変更前			変更後		
漁港施設の位置						
占有又は工事の目的						
占有面積	平方メートル			平方メートル		
占有期間	年	月	日から	年	月	日から
	年	月	日まで	年	月	日まで
占有料の額	円			円		
工作物の種別及び構造						
工作物の工事期間	年	月	日から	年	月	日から
	年	月	日まで	年	月	日まで
変更理由						

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有（電線類）の場合は占有延長（メートル）としてください。

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名

漁港施設占有継続許可申請書

先に許可を受けました漁港施設の占有について継続の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占有許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	
占有又は工事の目的	
占有面積	平方メートル
現在の占有期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有継続期間	年 月 日から 年 月 日まで
占有料の額	円
継続理由	

注 占有面積は、電柱類建設の場合は占有本数、管類埋設及び上空占有（電線類）の場合は占有延長（メートル）としてください。

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

工作物設置工事着手（完成）届

先に許可を受けました漁港施設における工作物の設置について工事に着手しました（が完成しました）ので、次のとおり届け出ます。

占有許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
漁港の名称	
漁港施設の位置	
漁港施設の種類	
工作物の種別及び構造	
工作物の工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の着手又は完成年 月日	年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

入 港 (出 港) 届

漁港に入港しました (を出港します) ので、高知県漁港管理条例第16条の規定により次のとおり届け出ます。

漁港の名称			
船名		入港又は出港の目的	
漁船 (船舶) 登録番号		揚荷又は積荷の種類及び数量	kg
総トン数	トン	馬力数	馬力
入港日時	年 月 日 時		
出港日時	年 月 日 時		
前の出港地又は次の入港地	船舶の所有者又は使用者の住所及び氏名		

- 注 1 入港届として提出するときは、「出港日時」欄に出港予定年月日及び時刻を記入してください。
- 2 継続して入港又は出港をする船舶は、月の初めにその月の分を一括して届け出てください。

高知県知事 様

指定管理者

指定管理漁港施設利用料金承認申請書

高知県漁港管理条例第27条の規定により指定管理漁港施設の利用料金を定めたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者

指定管理漁港施設利用料金変更承認申請書

高知県漁港管理条例第27条後段の規定により指定管理漁港施設の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金 (円)		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

高知県知事 様

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

指定管理漁港施設の指定管理者の指定を受けたいので、高知県漁港管理条例第31条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ
					氏名
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)			
		電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 —)				
	電話番号		ファクシミリ番号		

関係書類

- (1) 高知県漁港管理条例第31条第1号の事業計画書
- (2) 高知県漁港管理条例第30条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

別図 (第5条の6関係)

宇佐漁港

停泊区域の制限区域 =

